

# 認定農業者が農地を利用権設定した場合、10aあたり1万円を交付！

湯川村認定農業者農地集積支援事業が平成22年4月よりスタートしております！

村民のみなさまへ

村では、地域農業の担い手である認定農業者の育成支援を図るとともに農地の利用集積を推進し、効率的かつ安定的な農業構造の確立を図るため、村内の認定農業者に対し、10aあたり1万円を交付いたします。

|               |  |   |
|---------------|--|---|
| 補助の対象となる事業の要件 | 交付対象者及び対象となる農地   | 村内の農地について、所有権を有する者と10a以上の賃借権を新規に設定した認定農業者(村内に住所を有する者に限る。)                 |
|               | 賃借権設定の手法   | 農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号に規定する利用権設定等促進事業による賃借権の設定(ただし、同一世帯の世帯員に利用権を設定した場合を除く。) |
|               | 賃借権の期間   | 3年以上の期間の定めのある賃借権。   |
| 補助金の額         | 単位:円/10a当り   |   |
|               | 賃借権設定期間  |   |
|               | 3年以上6年未満   | 10,000  |
|               | 6年以上   | 12,000  |
|               |  | 補助金は、交付対象となる合計の面積(10平方メートル未満は切捨てる)に10a当りの単価を乗じて得た額(100円未満は切捨てる)とする。       |
| 補助の期間         | 補助の期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とする。<br>補助金は、本事業実施年度の前年度1月1日から事業実施年度の12月31日までの間において、賃借権の新規設定がされたものについて交付する。ただし、平成22年度に限り、平成21年11月から設定されたものについて適用する。 |   |

◆その他、不明な点は下記の係までお問い合わせ願います。

## 【問合せ先】

湯川村役場 産業建設課 産業振興係内 (〒969-3592 湯川村大字箕川字長瀬甲875番地5)

TEL0241-27-8840 Fax0241-27-3761 メールアドレス: sangyo@vill.yugawa.fukushima.jp